

2021年3月19日

2021年度春季大会 託児助成 試行要領

公益社団法人 日本語教育学会

1. 目的

託児を要する大会等発表者及び参加者の便宜を図るため、引き続き、2021年度春季大会においても、託児助成を試行することになりました。本要領では、託児助成に関する必要な事項を定めることとします。2021年度秋季大会以降につきましては、これまでの試行を踏まえまして別途検討をして参ります。

2. 託児助成利用対象者

2021年度春季大会での発表者及び参加者で、養育している未就学児を託児所へ預ける、または自宅において保育サービスを利用する場合に利用できます。なお、発表者への助成を優先します。

※発表者とは、「口頭発表」「ポスター発表」「パネルセッション」を行う人です。

※参加者とは、発表者以外の、大会事前参加登録をされた人です。

3. 助成内容

- (1) 1日最大5,000円または実費額のいずれか低い額を助成します。
- (2) 助成総数は、10日分（先着）です。（例）2日分×4人＋1日分×2人

4. 申請方法

- (1) 大会委員会事務局に所定の申請書（別添）をメールで提出してください。
提出先：taikai-office@nkg.or.jp
- (2) 申請は1人1件のみです。利用日を大会1日目、2日目、両日の中から選んで申請してください。
- (3) 発表者の申請期間は、2021年3月27日（土）から2021年4月10日（土）までです。
- (4) 参加者の申請期間は、2021年4月16日（金）から2021年4月25日（日）までです。
- (5) 助成の諾否はメールでご連絡します。

5. 助成金の支払い方法

- (1) 日本国内に銀行口座をお持ちの方は、ご指定の銀行口座に振り込みをします。
- (2) 海外在住者の方で、日本の銀行口座をお持ちでない方は、PayPalでの送金、またはAmazonのギフト券にて利用日の為替レートを基準に算出した、支給額日本円相当の額をお支払いします。

6. 助成金の請求

- (1) 大会終了後1か月以内に、託児の事実を証明する書類（託児所の領収書など、利用日、利用料金などが明記されているもの）を大会委員会事務局までご郵送ください。なお、海外利用の場合は領収書とともに利用当日の現地通貨と日本円の為替レートが分かる情報を添付してください。また、領収書等が日本語・英語以外の言語で記載されている場合は、公的なものでなくてもいいので日本語訳を同送してください。

提出先：〒101-0065 東京都千代田区西神田2-4-1 東方学会2階
公益社団法人日本語教育学会 大会委員会事務局

- (2) 大会委員会事務局は(1)のすべての書類が大会委員会事務局に到着後1か月以内に、5.の方法に基づいて支払いをします。

6. その他

- (1) 託児施設、保育サービスの選定は利用者が行うものとします。手配にかかる費用は利用者がお支払いください。
- (2) 託児施設、保育サービスの利用にかかる事故等について、本学会は一切責任を負いません。

問合せ先：公益社団法人日本語教育学会 大会委員会事務局

Email taikai-office@nkg.or.jp

電話 03-3262-4291

FAX 03-5216-7552